

京都府医師会看護専門学校 オープンキャンパス

～奨学金について～

京都府看護師等修学資金

【制度の趣旨】

京都府看護師等修学資金は、京都府の看護職員確保対策の一環として、京都府北部地域や200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設等（免除対象施設）に従事する意思のある方へ、修学のための資金の貸与を行うもの。

【貸与月額】 助産師・看護師 月額 36,000円

※7月・9月・12月・3月に3ヶ月分毎に振り込まれる。

【貸与期間】（令和3年度） 令和3年4月～令和4年3月まで

※貸与決定は毎年行われる。継続貸与の場合も毎年申請が必要

※貸与の決定は京都府が行う。

京都府看護師等修学資金

【申請にあたって】

○申請には、連帯保証人が2名必要（2名のうち1名は京都府内在中の者）

○連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還及び遅延利息の支払の責任を負うことができる資力を有する方になってもらうこと。

○貸与を受ける者が未成年の場合、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人としなければならない。

【返還免除】

次の要件を全て満たした場合は、修学資金の全額返還免除が受けられる。

- ①卒業、直ちに免除対象施設に就業すること。
- ②免除対象施設に看護職として引き続き5年間従事すること。

日本学生支援機構奨学金

奨学金の種類

1. 給付奨学金

国等から対象となることの確認を受けた学校等でなければ給付奨学金を受けることができない（本校は対象校）。

対象：高校卒業後2年以内、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生。

支給額：

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

← 非課税世帯

← 住民税非課税世帯に準ずる世帯

※生活保護（扶助の種類は問わない）を受けている生計維持者と同居している人等は上表カッコ内の金額

※選考基準には、学力基準と家計基準（収入基準・資産基準）がある。

※申請することにより、あわせて高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けることができる。

日本学生支援機構奨学金

2. 貸与奨学金

貸与終了（卒業）後に返還。

選考基準には学力基準と家計基準がある。

① 第一種奨学金（無利息）

貸与月額：

	自宅	自宅外通学
最高月額	53,000 円	60,000 円
最高月額 以外の月額	20,000 円～40,000 円 の1万円毎から選択	20,000 円～50,000 円 の1万円毎から選択

※ただし、給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受ける方が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は調整される。

② 第二種奨学金（利息付）

貸与月額： 月20,000円～120,000円から選択。

その他

○都道府県等看護職員修学資金

→卒業後、各都道府県等の指定する医療機関に就職希望の者が対象。

毎年、滋賀県・三重県等から募集の案内がある。その他、市町村が実施している修学資金もある。

○病院奨学金

→本校では、各病院奨学金の斡旋は実施していない。

各病院により、貸与月額等の内容は異なる。

○教育訓練給付金制度

雇用保険に加入中の方または資格喪失から原則1年以内の方であって、雇用保険加入期間が通算で3年以上（初めて本制度の給付を受ける方は2年）ある方が、あらかじめハローワークで申請手続きを行った上で本制度の講座を受講した場合、受講中に教育訓練経費（入学金、授業料等）の50%（年間上限額40万円）を、さらに卒業後1年以内に資格を取得し、就職して雇用保険に加入すれば、さらに20%が追加して支給される制度。